

社会福祉法人二州青松の郷 一般事業主行動計画（平成31年1月労働局提出）

社員がその能力を發揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2019年4月1日～2024年3月31日までの5年間

2. 内容

目標1：年次有給休暇や子の看護休暇以外に、育児にも利用できる等の多様な休暇制度を導入する。（例えば、「子や孫の学校行事参加休暇」「自己啓発休暇」「ボランティア休暇」「リフレッシュ休暇」等希望する職員が取得できる。）

<対策>

- 2019年4月～ 導入開始について経営会議等で検討
- 2020年7月～ 職員の具体的ニーズを知るためのアンケート調査 分析
- 2021年7月～ 導入検討準備 理事会への提案 職員への周知

目標2：子の看護休暇制度を拡充する。（子の対象年齢を10歳までに拡大 取得日数を一人につき10日、二人につき20日に拡大。）

<対策>

- 2019年4月～ 導入開始について経営会議等で検討
- 2020年7月～ 職員の具体的ニーズを知るためのアンケート調査 分析
- 2021年7月～ 導入検討準備 理事会への提案 職員への周知

目標3：子の急病、介護対象者の急な容態悪化等により、急に職員が不在になっても対応できるように、業務体制や人材育成等働き方の工夫をする。

<対策>

- 2019年4月～ 人事担当管理職、経営会議等で検討開始（管理職研修含）
- 2021年4月～ 各部署や職員に周知して実施する